

令和4年第11回農業委員会総会議事録

令和4年11月18日（金）第11回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志	
	2番	小田 正廣		4番	赤井 勝利	
	5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番	倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史	
		15番	山田 條一	16番	大原 砂利	

推進委員 9人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	9番	逸見 則夫		
10番	奥津 賢司				

欠席委員 4人

3番	宮本 武博	14番	藤川 雅	17番	奥津 忠和
8番	信谷 昌吾				

議事	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第44号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第45号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第46号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
	議案第47号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	農地改良届について
	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）

事務局長

森本 裕子

主幹

川添 和之

主査

平田 浩二

主査

小林 淳

(開会時刻 午後3時00分)

川添主幹	ただいまから新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席は、24名で欠席の方は3番宮本委員、14番藤川委員、17番奥津委員、推進8番信谷委員の4名でございます。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、ご苦勞様です。農繁期も一段落し一息ついておられることと思います。今年は少し早めな農繁期であったようです。農繁期が終わりますと、祭りや忘年会のシーズンになりますが、今年はどうなのでしょう。コロナが下火であったのが多少また増えるようです。どこも3年ぶりに飲食が解禁になり行事が進んでおりますが、おそらく年末から年始にかけて増えるのではないかと思います。昨年12月14日に総会の後、研修会に行きその帰りに反省会を行いました。それ以降に会を設けておりませんが、またコミュニケーションを深める時期が早く来れば良いと思っております。我々の任期は来年7月末までで、それまでには視察研修ができれば良いと思っております。本日も、よろしく願います。
川添主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、10番神山委員に先導をお願いいたします。
神山委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願います。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、ただいまから日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、6番三上委員、7番倉脇委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第43号農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が6件ございました。まず、1番でございますが、現

地確認を11月11日に行っております。場所は唐松、現況地目は田5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が県外に居住していて耕作できず、譲渡先を検討した結果、近隣で申請地の取得を希望する農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を11月12日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●●の3筆は●●集落と●●集落に架かっております橋から東へ200mのところがありました。あとの2筆は、●●寺の前に墓地がありその下にありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第43号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

2番でございますが、現地確認を11月11日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は自ら耕作をしておらず、以前から耕作している農家に申請地を売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。11月11日に宮本委員、後藤推進委員、私と現地確認しました。場所は、旧田治部小学校から県道を小阪部よりへ200m行ったところから西へ100m行ったところにありました。申請地譲受人は以前から耕作されていたので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第43号3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

3番でございますが、現地確認を11月10日に行っております。場所

は、哲西町畑木、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が市外に居住していて耕作できず、譲渡先を検討した結果、申請地を以前から耕作している農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番。

奥津(賢)委員 推進委員10番奥津です。確認を11月13日、奥津委員、三上委員、私と3人で行いました。場所は、哲西支局から182号線を東城方面に1キロ行った線路の右手に2筆あります。そこから、東城方面に500m行ったところに●●●●番がありました。全て譲受人が耕作されているところでした。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第43号4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 4番でございますが、現地確認を11月10日に行っております。場所は、哲西町大野部、現況地目は田畑それぞれ3筆でございます。移動

の理由は売買による所有権移転、作物は水稲・野菜、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、相続財産管理人が管理する申請地について、取得を希望する農家に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

この件について関係地区委員の説明を求めます。推進委員10番。

奥津(賢)委員

推進委員10番奥津です。確認を11月13日、奥津委員、三上委員、私と3人で行いました。場所は、JA野馳出張所より北房井倉哲西線を哲多方面に進み、そこから西山方面に1.5キロ入ったところ山越しに見える●●地区の右手一面が申請地です。いずれも、田畑と確認できました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第43号5番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、5番でございますが、現地確認を11月10日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田10筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は3名でございます。

価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は申請地の大部分を利用権設定しており、以前から耕作している農家に今回の申請地を売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。現地確認を11月13日、奥津委員、奥津推進委員、私と3名で行いました。場所は、国道182号線哲西中学校前の手前を左に入り200m行き、その道と川の上に3筆ありました。●●●●と●●●●の2筆は河川敷の中に入っております。さらに50m行き三叉路を左折し50m行き水路を左折すると●●●●があり、戻り三叉路を左折して30m行った道の両側に4筆ありました。いずれもよく管理されておりました。譲渡人、譲受人は隣同士であります。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第43号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

6番でございますが、現地確認を11月10日に行っております。場所は、哲西町矢田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買

による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は自宅が申請地から遠く、また高齢であることから、申請地を近隣の農家に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。現地確認を11月13日、奥津委員、奥津推進委員、私と3名で行いました。場所は、国道182号線、JAの旧矢神支所を過ぎ300m行ったところを左手旧道に入り、1キロ先の矢神郵便局手前を左に入り行くと●●集落の入口があります。そこから進むとリンドウ農家宅の前にありました。譲渡人の実家は譲受人と同じこの集落におりましたが、諸事情で新見に出ておられます。よろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第43号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第44号農地法第4条について、第4条の申請につきまして1件

申請がございました。1番でございます。確認を11月10日に行っております。場所は、神郷下神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地の設置で、亡父の墓地を申請地に設置するというものです。期間は許可日から令和5年5月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・墓石設置費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。1番。

仲田委員

1番仲田です。11月12日、大原委員、信谷推進委員、申請人本人と確認しました。場所は、182号線を東城方面に行き●●入口哲西寄りに橋があります。●●●に入り●●駅の東側に家がありその隣です。申請人の家のそばで防草シートも貼ってあり、杭も打ってありました。きれいに管理されておりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第44号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第45号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、1件申請がございました。現地確認を11月10日に行っております。場所は哲多町成松、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は宅地です。転用理由は、他に適地がないことから、実家隣りで父名義の申請地に住宅木造2階建てを新築するというものです。契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は令和4年12月10日から令和5年8月9日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの

	要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成・建築費は記載のとおりで、借入によるものです。以上です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。
宮脇委員	11番宮脇です。確認を11月13日に、小川委員、井藤藤員、逸見推進委員と共に行いまいした。場所は、県道新見川上線の哲多中学校下のバス停から中学校へ30m行った所で、申請人の住宅に隣接しております。野菜を一点作付けされておられます。息子さんが現在新見市街地のアパートに住まわれており、息子さんのお子さんが小学校に入るようになるのでこれを期に実家に戻り新築するものです。よろしくお願ひします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可決定とします。続きまして、議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	今回、新規の貸し付けが5件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番大佐小阪部、田3筆、5年使用貸借、2番大

	佐小阪部、田1筆、5年使用貸借、3番大佐小阪部、田2筆、3年使用貸借、4番大佐小南、田1筆、3年1ヶ月使用貸借、5番哲西町矢田、田1筆、5年貸貸借、尚、新規について4番は農地中間管理事業となっております。また、5番は契約期間終了と開始に間が空いたため、新規として計上させていただいております。以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員7番。
後藤委員	推進委員7番後藤です1、2、3番は同じような場所なので一緒に説明させていただきます。新見勝山線を勝山方面に行くと消防大佐分署があります。そこから大佐日野線を大井野の方へ行くと農協米倉庫、住宅団地の前に1番、農協倉庫の東側に2番、その少し上側に3番です。4番は、大佐水源地、その横に●●●●●社があります。●●から西側に川向に行くと●●集落があり、その集落の入口にあります。以上です。
会 長	続いて、推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。場所は、道の駅●●●から湿原の方へ300m入った左手にあります。きれいに整備されておりました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。 再設定が10件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
森本局長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

会 長	<p>(ありません。)</p> <p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p>
全 員	<p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第47号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、1件申請がございました。確認を11月11日に行っております。場所は菅生、台帳地目は畑4筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は耕作不能になり、約55年前に植林し現況のとおり山林となっている、というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。この件は、前回の会でもとりあげられたもので問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号についての認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定といたします。ここで50分まで、休憩といたします。</p>

～ 休憩 ～

再開いたします。報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地改良届について、農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。確認を10月3日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、耕作が不便なため、嵩上げて申請地を平らにしたい、というもので、改良面積は記載のとおりです。期間は確認日から令和4年11月30日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より説明をお願いします。13番。

伊達委員 13番伊達です。確認を11月12日、逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、●●にある●●●より北東に800m行ったところに申請人の住宅があります。そこから道を挟み、下にありました。

会 長 続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地法施行規則第29条の届について、届出が3件ございました。1番と2番は同様の内容となりますので合わせて説明させていただきます。確認を10月6日に行っております。場所は西方、現況地目は畑2筆でございます。理由でございますが、管理用機械が通行する農道がなく営農活動に支障をきたしているため、農道を設置する、というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和5年3月15日までです。続いて、第2番は同じく場所は西方、現況地目は畑1筆でございます。以下、1番と同じでございます。続いて、第3番は確認を10月5日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、申請地を整備し、農機具倉庫を設置する、というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は許可日から令和6年9月30日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。7番。

倉脇委員 7番倉脇です。10月6日に、溝尾推進委員、備中県民局担当者と現地確認しております。場所は、美術館の下側の坂を400m行った右側の、水路沿いの内で3筆が並んでおります。

会 長	続いて、3番を15番。
山田委員	15番山田です。11月11日に、宮本委員、後藤推進委員、私と現地確認しました。場所は、大佐中学校から南へ500m行ったところにあります。被害防除計画書も出ておりましたので問題ないと思います。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	<p>法務局照会について、今回6件ございました。1番の場所は足見、確認を9月15日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は足見、確認を9月15日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3番の場所は大佐田治部、確認を9月26日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。4番の場所は上熊谷、確認を10月5日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は公衆用道路という申請で、該当地は時期不詳で公衆用道路となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は哲西町大野部、確認を10月27日に行いました。登記地目は田3筆・畑2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは1328番は農地、それ以外は非農地で回答しています。1328番は3条に計上しております。6番の場所は哲西町大野部、確認を10月27日に行いました。登記地目は田4筆・畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは1341番は農地、それ以外は非農地で回答しています。1341番は3条で計上しております。7番の場所は哲西町大野部、確認を10月27日に行いました。登記地目は田5筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。8番の場所は哲西町大野部、確認を10月27日に行いました。登記地目は田2筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、</p>

	法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告を願います。1番から順次。
神山委員	10番神山です。1番2番は、隣接しているところなので一緒に説明します。9月25日に確認しております。足見の西端にソーラーパネルがあります、その管理道に隣接した土地になります。農地の形状ではありません。以上です。
会 長	続いて、15番。
山田委員	15番山田です。9月23日に宮本委員、後藤推進委員、私と現地確認しました。場所は、JR東山踏切の三叉路から県道を200m行ったところに●●●●があります、そこを西へ40m行ったところにあります。以上です。
会 長	続いて、4番。
赤井委員	4番赤井です。これも、9月の委員会で報告しておりまして、現状道路で問題ありません。
会 長	5番から7番を推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。現地確認を10月28日に奥津委員、三上委員、私とでしました。場所は、JA野馳出張所から1.5キロ西山方面にあがった●●地区の全域です。5番6番7番が道を挟んで右手、8番は左手にあります。●●●●番、●●●●番は農地と判断しました。以上です。
会 長	次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が6件出ています。神郷下神代地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、大佐小阪部地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、上熊谷地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、土橋地内、農地法第5条、住宅用地、菅生地内、農地法施行規則第53条、携帯電話基地局、神郷釜村地内、農地法第4条、墓地となっております。以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願い

	します。順次1番からお願いします。
仲田委員	1番仲田です。11月12日、大原委員、信谷推進委員、現地確認しました。以上です。
山田委員	15番山田です。11月11日に確認しました。
会 長	続いて、4番。
赤井委員	4番赤井です。11月10日、確認しました。問題ありません。
会 長	9番。
藤本委員	9番藤本です。10月15日に確認しました。
会 長	12番。
眞壁委員	12番眞壁です。11月11日に確認しました。問題ないです。
会 長	16番。
大原委員	16番大原です。11月12日に確認しました。
会 長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が2件出ております。哲多町本郷地内、農地法第5条、一時転用露天駐車場、神郷油野地内、農地法第4条、農地改良嵩上げ、以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。11番。
宮脇委員	11番宮脇です。確認を11月13日にしました。現在工事施工中でありまして、一時転用農地の工事車両の出入り、車両の駐車場に使用されております。以上です。
会 長	続いて、16番。
大原委員	16大原です。11月12日に仲田委員、信谷推進委員と現地確認し

	ました。順調に進んでいるように見受けられました。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が1件出ています。哲西町矢田地内、貸付人と借受人で売買するためとなっております。こちらは、3条の5番で申請が出ております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より説明をお願いします。 推進委員10番。
奥津(賢)委員	推進委員10番奥津です。3条の5番で先程説明がありました中途解約です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
	(ありません。)
	続きまして、その他。事務局からお願いします。
小林主査	お手元に一枚、文章をお配りしております。令和4年度市町村農業委員、農地利用最適化推進委員研修会の開催について、昨年も皆様にご参加していただいております。今年も12月に開催すると案内が届いております。期日は、令和4年12月19日月曜日になります。総会もこの日にさせていただきます、現地に研修で行くようになるかと思えます。午前と午後がありますが、新見市は午後のほうの13時30分から16時までのスケジュールになります。場所は、コンベックス岡山です。後ほど、説明がありますが、総会を9時からさせていただきます11時を目途に総会を切り上げまして、皆様はバスに乗っていただき現地に入ってください。お昼はお弁当を用意させていただきます。入口に置いております出欠表にマルを記入して下さい。後日、出欠変更がありましたら事務局へ連絡を下さい。
平田主査	それでは次回の総会ですが、12月19日(月)午前9時00分から、南庁舎1階会議室Cとなっております。先月の総会で12月15日とご案内をさせていただきましたが12月19日になりますので、お間違えが無いように御留意いただければと思います。また1月の日程については、12月の総会において詳細を報告させていただきたいと考えており

<p>会 長</p>	<p>ます。1月については集合写真等がありますので、また12月総会後にご案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません。)</p> <p>閉会を仲田代理にお願いします。</p>
<p>仲田代理</p>	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午後 4 時 20 分)</p>	

令和4年11月21日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____